

## 鳥取県告示第294号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第2条の規定による改正前の障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「旧法」という。）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、整備法附則第7条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月17日

鳥取県東部総合事務所長 齋藤明彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野 2259-43	障害者福祉センター あさひ園	鳥取市湖山町西三丁目 113-1	就労移行支援、自立 訓練（生活訓練）、 就労継続支援B型	平成24年 3月31日